

久米南町地域商品券特定事業者募集要項

1 目的

物価高騰の影響を受けている町内の事業者及び各家庭への支援を行うために実施する、町内事業所のみで使用できる地域商品券（以下「商品券」という。）発行事業において、商品券の取扱事業者（以下「特定事業者」という。）を募集するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 商品券発行事業の概要

(1) 配付対象者

ア 令和7年5月1日における町の住民基本台帳上の世帯の世帯主及び世帯員

イ 令和7年5月2日から令和7年12月31日までに出生した町の住民基本台帳上の世帯の世帯員

(2) 配付方法 上記配付対象者の世帯主に対し、世帯構成人数分を含めて、郵送にて配付する。

(3) 配付額 1人当たり6千円（500円×12枚綴り）

(4) 使用可能期間 商品券到着日（令和7年7月中旬頃）から令和8年1月31日まで

3 特定取引 商品券を使用できる取引は、次に掲げるものを除くものとする。

(1) 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料金等の不動産に関わる支払い、出資や金融商品（有価証券等）

(2) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ

(3) 商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、官製はがき、プリペイドカードなど換金性の高い商品

4 特定事業者の資格 町内に事業所、店舗等を有し、町内の店舗等に限り商品券の使用を可とすることができる事業者。ただし、次の事業者を除く。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者

(2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

(3) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

5 特定事業者が遵守する事項

- (1) 商品券は物品の販売又は役務の提供など、取引においてのみ取り扱うこと。
- (2) 商品券と現金の交換を行ってはならない。
- (3) 商品券額面以下の取引での使用であっても釣銭は出さない（不足分を現金等で受領することは差し支えない。）。
- (4) 使用可能期間を過ぎた商品券は受け取ってはならない。
- (5) 商品券の交換及び売買は禁止とし、使用可能期間内に使用された商品券のみ換金手続きを行うこと。
- (6) 商品券の盗難・紛失については、発行者はその責任を負わない。
- (7) 特定事業者であることが明確になるよう、見やすい場所に町が交付するポスターの掲示を行うこと。
- (8) 商品券を受領する際は必ず確認を行い、色合いが明らかに異なるなど、偽造された商品券であると判別できる場合は、商品券の受領を拒否するとともに、その事実を速やかに町産業振興課に連絡すること。

6 特定事業者の登録申請について

- (1) 申込方法 登録を希望する事業者は「久米南町地域商品券特定事業者登録申請書」に必要事項を記載の上、下記まで提出するものとする。申請書は、町のホームページからダウンロードできるほか、町産業振興課及び久米郡商工会久米南支所に備え付ける。
- (2) 提出先 〒709-3614 久米南町下弓削502-1 久米南町役場産業振興課
sangyoshinko@town.kumenan.lg.jp
- (3) 申請期間 令和7年5月1日（木）から令和7年12月19日（金）まで
- (4) 特定事業者の登録 久米南町は、申請に基づき内容を審査し、適切と認められた事業者については、特定事業者登録台帳に登録し、「特定事業者登録証明書」を交付する。登録された特定事業者については、商品券に同封する案内や町ホームページ等において掲載を行う。

7 商品券の換金について

- (1) 換金方法 受け取った商品券は、専用の換金請求書（後日、取扱店に送付）に必要事項を記載し、使用済み商品券を添えて、町産業振興課へ提出する。換金は、登録申請の際に記載した金融機関口座へ送金にて行う。町の支払日は、毎週火曜日及び金曜日（これらの日が金融機関の休業日となる場合は除く。）とする。
- (2) 換金手続期間 換金手続きは令和8年2月10日までの間において随時行うことができる。

- 8 登録の取り消し 特定事業者に、本要項に違反する行為があった場合、久米南町は当該特定事業者の登録を取り消すことができる。
- 9 経費の負担 登録申請及び商品券の取扱いに際して要する経費は、特定事業者の負担とする。

【問い合わせ先】

久米南町役場 産業振興課（電話：086-728-4412 FAX：086-728-4414）